

豊永泰子著

『ドイツ農村における

ナチズムへの道』

中村 幹 雄

近年、わが国におけるドイツ近代史研究の重点は、広い意味で都市に関連する現象の解明におかれ、その反面、農村の研究が軽視され、またこれと取り組む研究者の数も減少の一途を辿っている。だがこのような一面的な研究動向は、いずれドイツの近代政治・社会の究明に視野の大きな欠落をもたらすことになるのではないか。例えば手工工業を取り扱う場合、対象は都市のそれに限られており、一八九五年という時点をとってみても、伝統的職種に従事するドイツの手工業親方二〇〇〜一五〇万人のうち、その半数ほどが農村に居住していたという事態があるにもかかわらず、農村手工業への関心は消滅してしまっているのである。しかし忘れてならないのは、都市の手工業親方を見舞った社会変動が遅ればせに農村の手工業親方を襲うようになる場合、後者の政治的・社会的反応は前者が見せたそれと同じものにならないということである。ドイツ近代史と取り組むにあたって肝要なのは、このよ

うなラグから生ずる特定の社会層の独自で激烈な反応への視点をもち続けることである。たとえ対象が一九・二〇世紀であろうと農業・農村史に配慮しない研究は、一面的な視野の故に、そのドイツ史像にはどこかで奇妙な誤りが生じてくると思う。農村研究が軽視される近年の傾向の中にあつて、この度、豊永泰子氏の『ドイツ農村におけるナチズムへの道』が刊行されたことは、まことに喜ばしく、かつその意義はきわめて大きいといわなければならない。

本書は「まえがき」と「あとがき」に述べられているように、現在、郷里高知において療養生活を送っておられる豊永泰子氏の長年にわたる研究成果を、豊永氏に代り氏の同学の士たちが一書にまとめ公刊したものである。まず本書の構成を紹介してみることになしよう。

まえがき

I ドイツ農業とユンカーの歴史的軌跡

第1章 農業とユンカー

付論1 書評 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成——いわ

ゆる「プロシヤ型」進化の歴史的検証』

第2章 プロイセン世襲財産問題

第3章 一九世紀末農業恐慌とユンカー経営——農業労働者

の存在形態を中心として——

II ヴァイマル期の農業と農民

第4章 ドイツ社会民主党と農業綱領問題——一九一八〜二

七年——

付論2 書評 原田溥『ドイツ社会民主党と農業問題』

第5章 緑色戦線とヴァイマル期の農業政策

第6章 ヴァイマル末期の農民運動『ラントフォルク運動

Ⅲ 農村におけるナチズムへの道

第7章 ナチズムと農本主義

第8章 ナチ党の農村政策

第9章 カトリック農村のナチ化——『ヴェストファーレン

の農民』誌にみる——

第10章 第三帝国の農村政策

付論3 ダレーとダレー文書

第11章 ナチ体制と世襲農場制

付論4 ナチ体制と大衆——研究史的整理

付論5 書評 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活——そ

の建前と現実』

付論6 書評C・シュッデゴッフ編・香川檀也訳『ナチス

ム下の女たち——第三帝国の日常生活』

付論7 書評 アルトゥール・シュヴァイツァー『第三帝

国における大企業』

あとがき

以上のように本書は三部十一章と七つの付論とから構成されているが、ただしその配列は執筆年月順に行われているのではない。第3章が一九六四年ともっとも早く書かれ、ついで第2章の執筆が一九六六年、最後の章にあたる第11章は一九六八年であり、第10章が一九九〇年に発表され、もっとも新しい論稿となっている。本書の各章は内容別に編成されており、第I部では主として第二

帝政期におけるユンカー的土地所有の経営の実態や社会的意義が考察され、第II部ではヴァイマル共和政期の農業政策と農民層の政治的動向が、第III部ではナチスの農業・農村政策の展開が取り扱われている。だが本書全体のモティーフとして特筆しておかねばならないのは、氏の究極の関心がドイツ農業それ自体の経済的分析にあるのではなく、ナチスの制覇にゆきつくドイツ近代政治の把握へ向けられており、農業問題・政策の帰趨の分析は政治的社会的支配層の動向、ユンカーの優越の機構、政治体制の特質、農村の政治動向などの解明のために行われていることである。本書においてユンカーや農民といった特定の社会層を代表する政党や利益集団の対立・競合が克明に追究されるのも、氏の関心の重点が政治の進展に向けられているからである。その意味で本書はドイツ農業史の著作ではなく、農業面から政治の把握をめざすドイツ農業の政治史といえるのである。

このような豊永氏の問題意識は、第1章において明らかである。この章では氏によって近代ドイツの政治的社会的支配階級とみなされたユンカー層がその優越的地位の物的基盤を維持できるか否かという問いかけが前面にでており、この関心が氏をユンカー経営の労働力編成、土地所有の世襲財産化や帝政期・ヴァイマル期の農業関税政策の推移の分析へと向わしめている。この章は、一九・二〇世紀のユンカーの政治的経済的動向を通観できる好論文といえる。第2章で取りあげられるのは、東エルベのユンカー的土地所有の譲渡・分割・抵当を禁止し、これを一定の家に相続させることを可能にするプロイセン世襲財産制が演じた役割である。

この世襲財産の数は一八五〇年〜一九〇〇年間の僅か半世紀間に倍増するが、豊永氏はこの財産設定の背後に、ブルジョワジーの土地所有の世襲財産化を通じて彼らの貴族化の基礎を創出しようとする意図があったことを綿密に論証する。氏の主張によれば、帝政ドイツの「似而非ポナバルティスムス」の支配体制を守るためには、ブルジョワジーを「ユンカー的プロイセン支配の機構に編み込むことが必要であり、世襲財産制は帝制期においてこの機能を果たした」(四〇ページ)というのである。

第3章では、一九世紀末の農業恐慌の襲来により解体の危機にさらされたユンカー経営の農業労働力の編成替えが取り扱われている。この章で豊永氏は、ユンカー経営が東プロイセン州では基幹労働力をインストロイテからデプタントへと切り替えつつ家長的労働制度の再編成を行う過程にあることを、他方でシュレージエン州では外国人労働者を基幹労働力に組み入れながら、資本主義的労働制度を形成してゆく経過にあったことを明らかにした。だがこの場合でも氏の研究は、冬季の打殺分前にもとづく利害共同体によってインストロイテを支配する体制から現物貸金(定量の穀物)を支給されるデプタントへ、さらに貨幣貸金受給の自由な労働者雇傭へと労働力編成の重点を移行させる中で、ユンカーが政治的支配階級としての物的基礎を保持できるのか否かという問いかけから出発しているのである。なおこの第2章の論稿は、豊永氏の卒業論文を若干、手直しして発表されたものであり、早くも学部生の時期にあの難解なウエーバーの東エルベ農業労働者調査を縦横に活用して本論稿を執筆した氏の力量には驚きの念を禁じえない。

氏の著作において、直接ユンカーを主題とした論稿は、第1部でおわっている。だがユンカーへの関心は、常に氏の念頭におかれていたのであって、そのことは巻末の事項索引の中でユンカーという項目が占める圧倒的な多さから読みとることができるといえる。ただし近年のわが国においては、ユンカーへの関心が低下し、その研究は「ブルジョワジーの封建化」テーゼと同様に不評であるかないしは無視されるテーマとなっている。だがそれだけにユンカーの政治的社会的地位の変化に向けた豊永氏の関心や研究成果は、むしろ高く評価されるべきものをもっているのである。何故なら、わが国のドイツ近代史研究では既に一九五〇〜六〇年代から頻繁にユンカーの役割につき言及はされたけれども、それに反比例するかたちでユンカーに関する本格的な研究が欠如していたからである。ユンカーを研究しない傾向は、近年、ユンカーの意義を否認する論者間で特にいちじるしくなっている。だがユンカーの実態を知らずして、ユンカーの役割を否認するのはおかしなことではないか。

もちろんわが国のユンカー研究は、経営に見られる前近代的・家長的性格の残存の指摘とか、ユンカーによるプロイセン・ドイツ支配の骨がらみの制度史的叙述が主であり、ユンカーこそが西欧(英仏)の近代的発展と比較してドイツに特有の立ち遅れを刻印してきた勢力とみなされてきた。近年、批判の対象となっているのは、このようなテーゼである。しかしそれだからといって、ユンカー層(ないし広く貴族層)の研究を軽視したり、ましてや放棄することは早計に過ぎるであろう。それどころかユンカー研究は、ユンカーとインストロイテないしデプタントとの関係の社

会的日常史、ユンカー出自の郡長の政治的行政的日常史などの究明（社会構造史と結合した）から再出發して、近代ドイツ史における彼らの政治的・社会的役割と意義を再設定・再評価してみる地道な手続が必要と考えられる。なるほど「ブルジョワジーの封建化（貴族化と呼ぶほうが適切である）」というテーゼは、例えはウィルヘルム末期における五〇二人のビジネス界の大富豪を手がかりにこのテーゼの可否を検討したアウグスティーン・ペレンスの研究をみてみても、その維持が困難であることがうかがえる。この時期の企業エリートの多数は、実業界との固い紐帯を結ぶのを欲し、貴族への同化に関心を寄せていたのは少数であったからである（Dolores L. Augustine-Perez, *Very Wealthy Businessmen in Imperial Germany*, in: *Journal of Social History*, Vol. 22, 1988, pp. 314-315）。しかるにこの頃から、帝政ドイツにおけるブルジョワジーの優越やヘゲモニーを主張するのは速断であり、「ブルジョワジーの貴族化」テーゼの再検討にたつてユンカーとブルジョワジーとの関係の再整理を行い、ドイツ近代史の再構成へと進むのが研究の手筈として妥当なのではないか。その場合でも豊永氏のユンカー研究は、貴重な手引きとして貢献するところ大なのである。

第Ⅱ部の第4章ではヴァイマル期のドイツ社会民主党の農業政策が取りあげられ、この党が大・中・小経営の混在を農業生産の安定した構造ととらえ、しかも消費者の立場からの食料増産の奨励・食料自給化の方針に一貫して力点を置いていたと説かれていゝる。だがこのような食料増産を中心とした政策は農民層保護への軽視となり、「農民の魂」をつかむことへの失敗につながったと

いのである。社会民主党が農民の組織化に失敗したことのつけはどのような事態を招いてくるのか。また「農民の魂」を誰がかむことになるのか。この問題は第5章・第6章で詳細に検討されることになる。

豊永氏の本領発揮ともいふべき分析方法は、頂点の議会と底辺の各社会層との中間に位置する利益団体の活動に焦点をあて、これらの利益団体と政党との対立・競合の中から政策の決定過程を綿密に洗いだすことにあるが（利益団体の動きに注目するという意味で「政治的社会史」の先駆的方法でもある）、この手法は第5章で存分に使用される。この章で氏は一方における「全国農村同盟」「ドイツ農民連盟連合」「ドイツ農民組合」などの農業利益団体が結成した「緑色戦線」という連合組織（一九二九年二月）、他方における諸政党、この両者間の提携・対立関係、さらに工業の利益団体「ドイツ工業全国連盟」の動向などを視野に組み入れつつ、ヴァイマル期、とりわけ世界経済恐慌下の農業経済の軌跡を念入りに追究する。「緑色戦線」は農産物価格の引き上げと外国農産物にたいする自国農産物の保護を求めて活発な運動を繰りひろげるが、豊永氏の指摘によれば、戦線の活動の受益者は殺物生産者としてのユンカーの一部と大農に止まり、畜産・酪農農民は価格引き上げ・生産物保護への要求を実現することができなかった。そしてこの「緑色戦線」路線からはみ出た部分、即ち「農民層下層」（一七二ページには「中小農」とある）が次章で取り扱うラントフォルク運動の担い手となったというのである。

第6章では一九二八年から三二年にかけてシュレスヴィヒ・ホルシュタインに始まり、ハノーファー、ボンメルン、東プロイセ

ン、シュレージエン、テューリンゲンに拡がった農村住民の抗議行動、即ちラントフォルク運動がシュレスヴィヒ・ホルシュタインを主な舞台に選んで考察される。この地方では一九二八年以降、抵当化された農地の競売への実力阻止、納税拒否、大規模な抗議集会の開催、デモ行進の実施、さらに官庁の建物の爆破などの直接行動を含む農村住民（農村手工業親方も参加）の自主的・自発的な激しい抗議行動が繰り返られた。しかもこの運動は既成の政党や利益団体の指導によってではなく、逆にそれらの既存組織に反発する形で生じたのであった。興味深いのは、このラントフォルク運動発生の理由について下した豊永氏の説明である。それによれば、ヴァイマル期には農業生産物の品質向上・均質化・規格化、さらに生産の機械化、要するに「農業の合理化」による

収益の回復・上昇がめざされたが、このような合理化の目標は、農民の意識と在り方を営利志向に没頭する生産者（つまり「農業家」「農業企業家」へと変革すること）におかれていた。だが「農業の合理化」はかえって農民の反発を招き、その集積がますますラントフォルク運動となって暴発したというのである。「農業の合理化」は豊永氏の先述の表現を借りるならば「農民の魂」をつかむことができなかつたのであり、しかもラントフォルク運動の成果を最終的に刈り取ったのはナチスであった。これは甚だ不気味な動きといわねばならない。それではナチスはどのような仕方であるのか。農民の把握に一定度の成功を収めたのか。この問題は第Ⅲ部で考察される。

まず第7章において豊永氏のすぐれた着眼点として特筆されねばならないのは、ナチスの農業政策指導者ダレーの独特な農本主義

の把握である。これまでダレーの農本主義が「血と土」イデオロギーに立脚していることだけならば、そのことは多くの論者によって指摘されてきていた。だがわが国の研究における氏の貢献として強調したく思うのは、氏がダレー文書の緻密な検討と整理から、このイデオロギーのコロラリーとして「農民」Bauerと「農業企業家」Landwirtの両概念の区別に言及したことである。

ダレーの区別によれば、「農民」とはゲルマン民族の血の担い手であり、この血の継承を保障する前提としてのみ農場の保有・耕作にあたる者（血と土との結合）を指しており、他方で「農業企業家」とは農業経営をもつばら営利という観点からひたすら利益の追求にあたる者を意味していた。豊永氏はダレーが維持・復興しようとしたのは前者であり、否認の対象としたのは後者であると指摘しているが、この両概念の区別への意義は大きい。何故なら、この区別の把握によってこそナチ農本主義の個有な内容がはじめて明らかとされ、かつナチスの農村進出への貴重な手がかりが得られることになるからである。このことは海外での最近の研究、例えばコルニにおいては、この両概念の区別が素通りされているのと対照的である。だが彼の場合、この無視がナチスによる農村進出の分析の平板化を招いてしまっているのである（Gustavo Corni, Richard Walthar Daré: *The Blood and Soil Ideologue*, in: Ronald Smeiser & Rainer Zitelmann (eds.), *The Nazi Elite* [London, 1989]; id., *Hier and Peasants: Agrarian Policy of the Third Reich 1930-1939* [New York et al., 1990]; G. Corni u. Horst Gies [Hgs.], *Blut und Boden: Rassenideologie und Agrarpolitik im Staat Hitlers* [Id-

stein, 1997)。

既に豊永氏は、第6章においてシュレスヴィヒ・ホルシュタインの農民が嫌悪し、かつ反発したのは「農業の合理化」を實踐し、ひたすら営利の上昇をめざす「農業家」(つまり「農業企業家」という像であったと指摘していた(本書、一五四〜一五八ページ)。シュレスヴィヒ・ホルシュタインでラントフォルク運動が衰退したあと、この地方の農民の間に浸透したのがナチスであったことを想起すると、氏の着眼はナチスの農村進出を扱うわが国における研究のより一層の進展に、きわめて有益な示唆を与えるものということができるとであろう。

豊永氏は、この「血と土」イデオロギーに立脚する「農民」理念が第三帝国期の全国農民大会の席上でナチ農村政策の指導者たちによって繰り返し強調されたと説く(第10章)。また氏は同じく第三帝国期に、このイデオロギーにもとづいてあらたに設定された世襲農場所有者が「民族の血の源泉」としての「農民」という尊称をはじめ、種々の経済上、政治上の特権の付与を通じて優遇された事態を記している(第11章)。だが豊永氏は、ナチスの農村進出の過程およびその成功を説明する場合、それを「血と土」イデオロギーの実践の観点からのみ論じようとはしなかった。そのことは「全国農村同盟」やカトリック系の農業利益団体「ヴェストファーレン農民連盟」へのナチスの浸透を取り扱った際に明らかである(第8章・第9章)。ここではナチスの農業政策の基調が、既成の農業利益団体のそれと接近・類似するに至ったことがナチスの農村進出の成功の大きな要因と説かれているのである。このような説明は、氏による「血と土」イデオロギーの意義の強

調と何か不整合なところを残したような気がする。

ただし豊永氏の注目する「農民」概念に関しては、先述の第7章にきわめて興味深い主張が見いだされる。即ち氏の指摘によれば、「人種主義的農本主義」(ダラーもこのカテゴリーに含まれる)は「近代を否定する主張」であり、この農本主義が唱える「農民」概念は食料の生産身分ではなく、「反近代の要素」であったというのである(一七二ページ)。「農業企業家」を否認し、「農民」という反近代主義概念を強調する「血と土」イデオロギーは、ナチスの農村進出にあたり、どれほどのインパクトを与え、また効力を発揮したのであるか。また第三帝国期の再軍備政策とどのような摩擦を生みだしてゆくことになるのか。「血と土」イデオロギーは、このような問題意識から一度、徹底的にその衝撃を追究してみる必要がある。本書において、豊永氏の健康上の理由により、この局面が克明に探究されることなくおわったことは、きわめて残念である。しかし「農民」概念を「反近代の要素」ととらえる氏の観点は、ナチ農業政策の今後の研究のみでなく、近年におけるナチズムの近代化効果をめぐる論争の進展にも大きな一石を投ずるものとして、その学的意義は高い評価に値するといえるであろう。

本書は農業政策構想や法案の内容に関する詳細な説明が多く、それだけに通読は容易ではないかもしれない。だが本書の各論稿は、豊永氏の念入りな下調べにもとづいて執筆されているので、一九・二〇世紀のドイツ農業政策史、農業運動史に取り組もうとする研究者には、それだけに先導者の業績として被益するところ

が大きい。本書の書評を担当しているほかならぬ筆者も、かつてヴァイマル末期の農業関税・農産物価格政策を調べた際、本書の第5章を構成している論稿から適切な手ほどきを受けたことを記憶しており、またダレーによる「農民」と「農業企業家」の区別への氏の着眼からも恩恵をこうむっている一人である。ただし本書には、一九六〇年代から九〇年にかけて発表された論稿がそのまま掲載されているので、不統一な記述も散見される。例えば「全国農村同盟」の会員数は第5・8章（一九七四・八四年執筆）では一七〇万人と数えられているが、第9章（一九八七年執筆）では三〇〇九〇万人と記され、氏は後者の数字を採用するに至っている。またナチ農業綱領（一九三〇年三月、発表）の起草者も第11章（一九六八年執筆）ではダレーとされているのになし、第8章（一九八四年執筆）ではダレーは除かれ、正確な記述となっているのである。さらに一九六〇年代執筆の論稿には、「帝制ドイツの似而非ボナパルティスムスの社会構成」（第2章、三九ペ

ージ）とか「ナチスのボナパルト支配」（第11章、二八一ページ）といった、当時の学界状況に影響を受けた発想や概念が見いだされるが、豊永氏が研究を再開された時には、おそらくこれらの記述には再検討・再整理の手を加えられることになるであろう。

書評の筆をおくにあたり、豊永氏が健康を回復して研究の第一線に復帰する時が一日も早いことを切願し、かつ本書の編輯にあたった望田幸男（同志社大学・後藤俊明（愛知学院大学）の両氏の芳に深謝しておきたい。なお豊永氏の前勤務校、三重大学の歴史研究会機関誌『ふびと』四七号（一九九五年一月）には、野村耕一氏による本書の書評が掲載されている。併せて参照されることをお願いしと思う。

（A5判 三三三頁 索引二九頁 一九九四年一〇月 ミネルヴァ
書房 四八五四頁）

（奈良産業大学法学部教授